普通の子育てにふさわしい収入とは

最低生計費調査・家族の生活実態話しあう

「人間らしく暮らせる社会」をめざして東京春闘共闘は、最低生計費の試算調査と分析を昨年から継続してきました。およそ3200件の実態調査をもとに、昨年は25歳単身者が都内で一般的な生活を送るには時給換算で1600円から1700円台であることを明らかにし、発表しました。

WEB参加者を交えて開催
（10/20ラパスホール）

今年は30代から50代の子育て世帯での暮らしの実態から、年収ではどのくらい必要かを平均よりやや下回る程度の生活モデルを設定する「合意形成会議」を開いて、参加者からの意見をもとに算出していく試みをしました。

「合意形成会議」では、この調査を全国各地で監修にあたっている静岡県立短大・中澤秀一准教授が、予め集計した3200件のアンケートから年代別に、暮らしのパターン・志向や備品衣類の傾向と価格帯をもとに、ウェブ参加を含め計12人が自分の暮らしを振り返りながら、みんなで平均的な合意をつくっていきます。

共働き夫婦と子供二人、30代は私立幼稚園児と公立小学生、40代の子供は公立の中・高生、50代では私立大自宅通学と公立高校生としました。

自宅は練馬区および八王子市の二通りで、ともに賃貸物件を想定。練馬区では自動車を持たず、八王子市では小型車を持つこととしました。

日帰り行楽、昼食費、飲み会、帰省を含む旅行、冠婚葬祭や贈り物など、人間として普通のつきあいや家族の楽しみの頻度と費用を話し合いで求めます。

事前調査でおよそ7割の世帯が持っている家財の、平均よりもやや下の値段を調べて生活費を想定しますが、65％程度の物は参加者の意見で判断しました。子供が小さいときは石油ストーブは危ないから不要などと決め、購入先も個人店、量販店か、ネット通販かの違いを整理しました。

世帯を形成して次世代を育てていくことは、人間社会の維持に当たり前のことです。贅沢はしなくとも相応しい収入はどうあるべきかを定めていくことは、労働運動と賃金要求にとって非常に大切なことが分かった会議でした。

東京春闘はさらに調査を重ね、年内には記者発表をする予定です。

なくせじん肺・アスベスト被害

すべての被害者の早期救済めざす

上告が認められ救済の枠組が広がる可能性がでてきた

【東京土建労働対策部】

10月5日、「なくせじん肺キャラバン行動」は、じん肺やアスベスト被害の早期救済、じん肺と全ての労災職業病の一日も早い根絶を求め、全国47都道府県すべてにおいて運動を展開しています。東京では、早朝から東京労働局前にて労働局職員に向け宣伝行動を行い、その後、労働局交渉、午後からは東京都交渉を行いました。

そして、10月22日には建設アスベスト訴訟神奈川1陣最高裁弁論支援・じん肺キャラバン東京集結行動として、最高裁前に230人が集まり、じん肺キャラバン集結集会&最高裁弁論支援行動を行ないました。

神奈川原告を先頭に入廷行進、最高裁弁論に向けての決意を語りました。アスベスト訴訟は最高裁で他に4件が係争中ですが、弁論が開かれるのは今回が初めてとなります。

終了後、衆議院第一議員会館大会議室へ移動し、院内最高裁弁論報告集会を行い、最高裁判決日が裁判長から「追って指定」と言われたと弁護団が報告しました。

また、弁護団からは高裁で救済が認められなかった被害者の上告が認められたことで、「国の違法が認められる期間の拡大」「一人親方を対象にする」「対象となる職種の拡大」が認められる可能性があると報告がありました。

原告団は、今後も増え続ける新たな被害者を含めたすべての被害者を救済する補償基金制度創設に力をつくそうと呼びかけました。

閉会あいさつで、神奈川支援共闘の益田修次さんは、「判決日までの期間があるということは、その分、運動を展開できると前向きにとらえ、全力で最終盤のたたかいをすすめよう」と強く訴えました。

また、翌日の衆議院第一議員会館大会議室での厚労省交渉では原告団26人が、省の労働安全衛生部からの5人に対して「建設アスベスト補償基金の創設」などを強く訴えました。

休業支援金の不備を改善

青年ユニオン要請で前進

厚生労働省の担当者に要請書を渡す青年ユニオン

【首都圏青年ユニオン】

新型コロナ禍で多くの労働者が休業手当なしの休業を強いられていることをうけ、今年6月半ば「感染症対策休業支援金・給付金」（以下、休業支援金）が創設されました。休業支援金は、企業から休業手当を受け取れない労働者による申請に基づき、休業前賃金の8割を国が補償するというもので、画期的な制度ですが、問題もあります。

最大の問題は、休業支援金受給のためには企業が「事業主の命じた休業」であることを認める必要がありますが、これを認めない企業が存在し、労働者の休業支援金受給が妨害されていることです。首都圏青年ユニオンにも多数相談が来ています。企業は、休業を認めることで休業手当支払い義務を認めることになりかねないということです。

首都圏青年ユニオンは、10月22日、厚生労働省に要請をしました。最大の論点は、企業が休業を認めない場合でも休業支援金を支給するための基準をつくることです。働きかけの結果、厚生労働省は10月30日、「事業主の命じた休業」であることを事業主が認めない場合の支給基準を公表しました。雇用契約の存在や労働日数が曖昧になりがちなシフト労働者や日々雇い労働者を念頭に置いたもので、大きな前進です。今後は、この基準を使って休業支援金の利用を広げていくとともに、休業問題とは区別される、失業問題への対応が必要となるでしょう。

東京ジャック

全都から青年組合員96人が参加

東京地評青年協は11月8日、新宿駅東口アルタ前で「東京ジャック（青年大宣伝行動）」を行い、青年組合員96人が参加しました。リレートークでは、反貧困ネットワーク・瀬戸大作さんをはじめ、他11人の青年組合員がマイクを握り、コロナ禍で深刻化する解雇・雇い止めや、補償の問題を中心に訴えました。参加者は「労働組合に入って社会を変えよう」と街行く同世代の青年に呼びかけました。

ショートカット

第11回横田基地もいらない！沖縄とともに声をあげよう市民交流集会

10月10日福生市民会館大ホールにて開催され、400人が参加しました。午前中は映画『沖縄と本土一緒に戦う』（湯本雅典監督）の上映と講演（映画監督・湯本雅典さん）、午後は講演「アメリカの戦争と横田基地」（順次情報アナリスト・小柴康男さん）が催されました。

在日米軍と日本政府への抗議と要請を強めていきましょう。

全労連加盟単産地域協議会が第3回定期総会を開催

東京地評・全労連加盟単産地域協議会の第3回定期総会が、10月11日、エデュカス東京にて開催されました。第3回総会はコロナ禍の中での開催となり、委任状により代議員の出席を少なくして62人（出席37人、委任25人）で行いました。

大会は荻原議長の挨拶の後、来賓の全労連小畑議長、東京地評井澤事務局長から挨拶がありました。議案提案後の討論では、6人の発言と文書発言が3つありました。議案を採択後、新役員には荻原議長、屋代事務局長はじめ39人を選出しました。

2020年都民生活要求大行動　対都要請

10月30日、東京地評が事務局の都民生活要求大行動実行委員会の主催で、都庁内にて対都要請行動を終日実施。東京都の次年度予算要求にもとづき要請しました。福祉保健局・教育庁・生活文化局・産業労働局・都市整備局・オリパラ準備局・財政局・環境局・政策企画局に対し、22団体57人が参加しました。

スガ政治も許さない！11・3国会前行動

憲法公布から74年となる11月3日、菅首相による「学問の自由」への介入に抗議し、憲法を守りいかすアピール行動が国会正門前で行われ、3000人が参加しました。菅首相は安倍前首相の改憲路線を踏襲しています。それに呼応して、自民党憲法改正推進本部・衛藤征士郎本部長が党改憲原案の年内策定方針を表明するなど、予断を許さない情勢です。

【加盟組合の定期大会】

金融労連関東地協第4回定期大会

10月10日、さわやか信金組合事務所で開催。議長に小林徹さん、事務局長に上田直也さん。

電機・情報ユニオン第10回定期大会

10月18日、北多摩西教育会館で開催。委員長に